広酪は迎える第十九回通常総会(予定:平成二十五年六月



■台心以千世(仅具推廣女具で送山)の云口の用作口内C <i>物</i> 川				
地域	開催月日	開催時間	開催場所	役員推薦委員人数
西部	3月21日	11 時 30 分~	広酪西部事業所会議室	4名
備北	3月25日	13 時 30 分~	広酪本所会議室	4名
南部	3月21日	11 時~	東広島家畜診療所	2名
東部	3月8日	13 時~	三次ロイヤルホテル	4名

前の周知事項 員推進委員選出にあたっての

役員推薦委員の選出方法について、 員推薦会議等の日程を時系列に示す中 次期通常総会の役員改選に向けての ①役員推薦委員の選出、 ②推薦委

出することとした。 をもって、来る三月末日迄に広酪に提 ることを伝えた。 規約の定めに沿った手続きが必要であ 用など定款、定款付属書役員選任規程、 の推薦時の事前承諾、④女性理事の登 薦委員を「役員推薦委員の引受承諾書_ 麥員会を開催し、各地域選出の役員推 への留意事項を説明し、最近の組合情 その他、役員候補者(理事)引き受け 今後は、各地域単位での活性化推進

勢と全国の酪農情勢について情報伝達



(推薦委員会議日程等の調整の様子)



五議の目的は「円滑な役員選出」

員による役員推薦会議、

③役員候補者

名が出席した。

会議を開催した。会議には、

事務局を含めて地域代表者ら四十五

広酪活性化推進委員並びに酪農任意組織団体代表者の参集のもと う役員選任の議案上程を予定し、この手続きを円滑に行うため、 二十六日(水)・三次ロイヤルホテル) において、役員任期満了に伴

として開催した。 総会の手続きを円滑に行うことを目的 員の選出を求め、役員推薦会議や通常 選任規程の定めに基づく定数の推薦委 事前に説明した上で、各地域から役員 らに役員改選に向けた手順・手続きを 代表者合同会議を招集し、地域代表者 酪活性化推進委員・酪農任意組織団体 役員候補者の選出にあたっては、 広





役員改選に伴う「役員推薦委員」の選出方針

次回の第 19 回通常総会 (開催予定日:6月 26日) では、「任期満了に伴う役員選任の件」を議案として上程し役員選任を行うことになります。

役員選任は、農協法、組合の定款・役員選任規程、規約等の定めに準じて手続きを踏むこと としておりますが、役員候補者の推薦を行うには推薦会議を経ることが必要であり、推薦会議 の委員編成は、各区域からの推薦委員をもって行うことになります。

この推薦会議にあたる各区域からの推薦委員の選出方法に関しては、法令やガイドラインで特に定めは無いことから、当組合としては、平成24年度に委嘱しております広酪活性化推進委員並びに酪農任意組織団体代表者による広酪活性化推進委員・酪農任意組織団体代表者合同会議(去る3月8日開催)等(必要に応じて地域単位の活性化推進委員会)を招集し、役員推薦委員の選出方法を協議のうえ決定頂き、以後は役員選任規程等の定めに準じて推薦委員による役員推薦会議を招集し、役員候補者の選出にあたります。

広島県酪農業協同組合 代表理事組合長 山本 武

■今後の役員選任手続にかかる日程(会議等の日程は変更となる場合があります)

日程	招集会議の名称等	付議事項
平成 25 年 3月8日	広酪活性化推進委員 任意組織団体代表者合同会議	①役員推薦委員の選出方法 ②各地域での活性化推進委員会の開催 ③新役員就任にあたっての留意事項
3月下旬	地区別活性化推進委員会	○各地区から役員推薦委員の氏名(正組合員)の報告を受ける と共に引受承諾書を提出
3月末日	役員推薦委員の届出	役員推薦委員就任承諾書の提出
4月19日	役員推薦事前説明会	役員推薦委員選出の報告、議長選任協議、役員選任に関する 留意事項の確認、役員選任日程の確認、役員候補者の選任、 役員推薦会議の開催日程等
5月15日	第1回役員推薦会議 ※役員定数:定款第27条 に基づく役員定数は理事 12人、監事4人	①推薦会議の議長選出 ②役員候補者に関する協議 ○規約第20条(推薦会議の招集)推薦会議は、役員選任の日の15日前から60日前までの間(4月27日から6月10日まで)に組合長が招集する。
5月21日	監事会	監事候補者選任の同意
5月22日	第2回役員推薦会議	役員候補者決定【※事前に役員候補者の承諾が必要】
5月24日	理事会	①役員選任に関する事項を協議し決定 ②総会上程議案の決定
6月26日	第19回通常総会(予定)	①第19年度事業報告及び剰余金処分案 ②事業計画の設定 ③任期満了に伴う役員の選任 ④退任理事・監事に対する退任給与金の支給 ⑤平成25年度理事・監事報酬
6月26日	理事会・監事会(予定)	①理事の中から代表理事(組合長、専務)の互選 理事順位の決定 ②理事報酬決定 ③監事の中から代表監事を決定 ④監事報酬決定
7月初旬	役員登記手続き	代表理事就任に伴う登記手続き等対応

組合

|橋本洋資組合員

(三次市作木町)

) 乳価交渉に積極的関与を



況である。 ない厳しい状 農経営は一か 月先も分から 組合員の酪

酪は個々の組

取れるよう、地域代表として組合の見 けない。乳価五円以上の値上げを勝ち われるが、 解、思いを聞きたい。 任せているというのは組織としては情 合員の懐具合を把握しているものと思 乳価交渉を中国生乳販連に

わり、 渉を行っていきたい。 県の生乳受託販売委員の代表を加え、 連の会長一任の交渉手法から、 もって、 酪農への理解醸成を含めた積極的な交 にあたっては、これまでの中国生乳販 施設整備への国の補助事業の活用を →組織として、組合員の経営に深く関 TMRセンター統合に向けて、 生産コストを下げ、 乳価交渉 中国五

三尸保組合員

(山県郡北広島町)

)活性化委員数の見直しを



員 が め役員の選出 推進委員を含 なり、活性化 よって半分と 地元の組合 廃業に

ていることから、 て組合情勢を広く伝えていきたい考えは →組合としては多くの意見を聴き、そし 定数を減らしてほし に負担が生じ

河上康則組合員

あるが、実情に応じて対応頂きたい。

)酪農家の生活を守る行動を (神石郡神石高原町)



りに対して

牛乳の安売

量販店に要望

するとあった 無くならない。 安売りは

プラカードをもって「酪農家の生活を 地元の酪農家がマスメディアを呼んで

> な時に行動することで対応したい。 会等で検討してはどうか。 守る」と掲げてデモを起こす等、 →独占禁止法の点も視野に入れ、 適切 理事

に対する主な意

清上春雄組合員

○TPP交渉の情報提供を)酪農ヘルパーの職員派遣は (世羅郡世羅



て 化推進委員会 パー事業円滑 急派遣につい 一般職員の緊 (1) . ―事業への 酪 酪農ヘル

りたい。酪農現場でのニーズにどのよ メリットなど、具体的な審議内容を知 検討し、事業計画に盛り込んで貰いた うに関わっていくかを理事会で真剣に 並びに理事会でのリスクの洗い出しや

働安全衛生面に対する社会保険労務十 え、取りまとめの段階に入っている。 次年度の事業予算への盛り込みは、利 況にはあるが、継続審議扱いとした。 の意見も踏まえる中で派遣は難しい状 され、酪農経営等に影響が生じる。労 ない一般職員の派遣から事故等も想定 停滞を招き、なおかつ技能を持ってい →同委員会では既に四回の審議を終 務分掌による担当業務が遅延し、事業 般職員を派遣することによって、業

> は難しい状況にある。 行っていることから、 用料金等が適正か否かの検討も併せて 次年度の予算化

りして組合員に情報を提供するよう対 闘争も視野に入れ、 たが、政府の参加意向が間近と報じら ②TPP交渉参加に反対の姿勢であっ 応をお願いしたい。 てその準備を行い、時代の流れを先取 れている中、交渉参加した場合の条件 広酪が先頭に立っ

町

ていきたい。 →中央団体との情報を密にして対応し

)中長期を見据えた対応を |伊達薫組合員

二次市甲



情勢から、 望が増えてい い個人的な要 分の都合の良 厳 厳しい酪 自

を出さない等の次元の低い話はすべき 願いしたい。利用していない人は費用 を整えるような先を見据えた対応をお ターの統合に投資するなど、より多く えでは無く、 すところもある。 ではない。 の利用者を求め、 内部留保を取り崩し、 中長期的にTMRセン 組合の飼料供給体制 広酪には短絡的な考 還元して金を回 る。最近では

員会等で検討を進めていきたい。 →意見を踏まえ、生産基盤強化対策委

第四回酪農ヘルパー事業円滑化推進委員会

「ス」か「料金引き上げ

何を優先すべきか思案

項、 農ヘルパー事業運営規程(以下「規程」 という)の第四条(利用農家の注意事 の臨時ヘルパー派遣体制の充実、 運営をめざして、第四回酪農ヘルパー 派遣対応を可能とする近郊エリアから 事業円滑化推進委員会(大上浩也委員 長)を開催し、委員十一名が出席した。 今回の主な協議事項は、①緊急時の 広酪は、 第五条(調整会議の開催及び出役 酪農ヘルパー事業の円滑な 計画の作成) に関する · ② 酪

会議だより

各事項の妥当性、 改正について審議を 利用料金や委託費の 深めた。 3

> ❶利用農家に対する留意 緊急時の近郊エリアからの臨 時ヘルパー派遣

程を設け、このルールをもとに業務執 ではこの事業を円滑に進めるために規 農家同士の「相互扶助の精神」のもと 除糞作業を行うもので、この事業は酪 三者(酪農ヘルパー員)が、搾乳、給餌、 農を目指すための休日確保や冠婚葬祭 拘束性の高い業種から、 に成り立っていることを前提に、広酪 、の対応のため、酪農家に変わって第 酪農ヘルパー事業は、 ゆとりある酪 酪農業が周年

員会ではこの是非を問い、

問題解消に

出役体制を確保するために、

市町単位

内とする臨時酪農ヘルパー員の登録

念に基づく対応が難しい状況から、委 傷病発生) においても他者には譲れな 権益として如何なる場合、事情(葬儀・ い」とする考えを受け、 - 割り当てられた派遣日は自分の既得 しかし、近年では定期利用者のうち この事業の理

2利用料金、 委託費の改正取り扱い 」の調査結果を踏まえ、

の5つの項目に関して審議を深めた。

審議項目	委員からの意見総括等
①祝祭日の希望に対する割増料金体系	昨今の円高による輸入乾牧草や穀物相場の高騰、TPP参加に向けた今後の酪農情勢の不透明感から、利用料金の引き上げは難しい状況と判断した。
②利用者から指定を受 ける特別な作業に応 じる場合の利用料金 体系	
③緊急時及び派遣困難 時における出役基準 を超えた場合の料金 体系	緊急時において掛け持ち等によって、ヘルパー派遣人数を減じた場合にあっても責任業務には応じることから、派遣基準での利用料金を求めることは適当とした。
④事務費に関する利用 料金と委託費の関係 による比例調整	現行の事務費(2,500円)を適当とした。
⑤利用料金の固定化	作業項目の多寡による料金体系 を原則として一律 16,000 円を 妥当とした。

ヘルパー利用 維持関係を どうするか? ●対価 ●対価 行にあたっている。

望を満たすため、各市町単位をエリア らの酪農ヘルパー員の緊急派遣への要 基本理念を確認すると共に、酪農家か 点を絞って審議をした。 委員らは、これらの事業創設当時の

各事項の実行可否の検証」の二点に焦 ③その他

用農家の注意事項)、第五条(調整会議

ルパー体制の充実策」、「規程第四条(利 出役派遣可能を実現するための臨時へ た原点に立ち返り、「近郊エリアでの あたっては酪農ヘルパー事業が誕生し

調査を行うこととした。

傷病等の緊急派遣対応が可能か否かの の酪農任意組織団体に対して、弔事や

の開催及び出役計画の作成) に定める

について報告を行った。 成二十四年度酪農ヘルパー出役実績 急時派遣の理事会での検討結果」、「平 酪農ヘルパー事業への「一般職員緊